
第5章 高齡者福祉計画

第5章 高齢者福祉計画

第1節 生活習慣病の予防や健康づくりの推進

1. 生活習慣病予防の取り組みとの連携

(1) 生活習慣病予防の推進

生き生きとした高齢期を過ごせるように、生活習慣病予防対策の実施計画である市の「特定健康診査等実施計画」に基づき、40歳～74歳の国保加入者を対象とした特定健診・特定保健指導を進めると同時に、20歳～39歳の若い世代への健診、保健指導も推進し、内臓脂肪症候群の予防や軽度段階での発見、重度化の予防を図ります。

健診の実施にあたっては、巡回集団健診や医療機関での個別健診のほか、土日健診やナイト健診の実施を検討し、働き世代(40～50代)の受診率向上を図ります。

国保データベース「KDBシステム」を活用し、健診データと介護保険利用状況等の突合による重症化予防や介護予防等の分析を行い、保健事業や介護保険事業の推進を図ります。

健診の受診率向上を図るため、健診の実施について個別配布で周知を図るほか、未受診者への訪問や電話による受診勧奨を積極的に行います。

(2) 健康づくりの推進

「宮古島市健康(がんずう)の輪 推進プラン」に基づき、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という認識を持ち、若い頃から健康づくりに取り組むようにするため、関係課及び地域の団体、関係者と連携して健康づくりの必要性や生活の中での取り組み方等について周知を行い、健康づくりを促し、推進を図ります。

健康づくりのための健康教室や健康講座について、今後も継続して実施していきます。

2. 高齢者の健康増進

長寿健診の受診率を上げるため、個別健診・集団健診について広報誌やチラシ等による広報活動を推進します。また、高齢者自身の健康管理について認識を深めるため、相談事業や介護予防教室などを通じて、健康づくりに関する講話や相談を行い、高齢者一人ひとりの健康づくりを支えます。

後期高齢者については、後期高齢者医療広域連合との連携により、健診及び保健指導を実施します。

第2節 介護予防・日常生活支援事業の推進（新しい総合事業の推進）

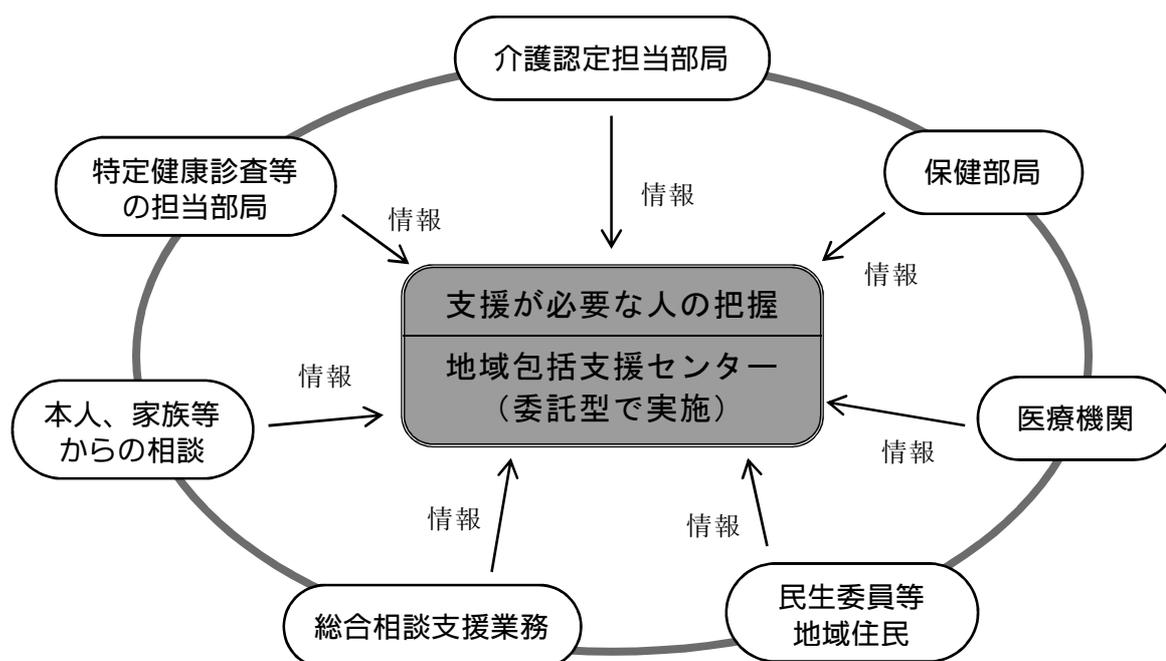
高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、地域デイサービス等の住民運営の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活をできる地域づくりを推進します。

1. 一般介護予防事業の推進

(1) 介護予防把握事業

平成 27 年度から委託している 2 か所の地域包括支援センターに寄せられる関係機関等からの情報に基づきながら、要支援者の把握を行っていきます。また、地域からの把握を強化するため、民生委員・児童委員や自治会長、老人クラブなどへの把握事業の更なる周知とネットワークづくりを図ります。

介護予防の取り組みが必要な高齢者の把握を行い、要介護状態になることを防ぐための教室等につないでいきます。



(2) 介護予防普及啓発事業

① ワイドー教室

今後も事業を継続し、体操や運動を学ぶことで介護予防を促し、社会参加や生きがいをづくりを推進します。

② 口腔機能向上講座の充実

今後も事業を継続し、高齢者サロンや通いの場等を利用している高齢者への口腔機能向上講座を、歯科医師会や県とも連携しながら実施します。指導する側に対する研修も実施し、口腔機能指導の資質向上に努めます。

また、教室に参加できない高齢者にも口腔機能の向上について普及啓発を図るため、口腔内を鍛える「ばたから体操」などをメディア等も活用して周知します。

③ 生き生き教室

今後も事業を継続し、高齢者に対し、介護予防に資する知識の普及・啓発、運動器の機能向上、栄養改善を図っていきます。

④ 通い場事業

地域の住民が主体的に集い活動を行う「通いの場事業」を推進し、高齢者の居場所づくりや地域のつながり・支え合いの機会づくりを図ります。また、多くの高齢者が身近な地域で本事業に参加できるように、開催箇所の増加を図ります。

通いの場のボランティアを集めた情報交換を開催し、情報共有や課題の共有等を行いながらボランティア支援につなげるように図ります。

(3) 地域介護予防活動支援事業

通いの場を実施するサポートするボランティアを確保する為、ボランティア養成講座を実施します。

(4) 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業をはじめとした総合事業の利用実績を、介護保険のシステムとの連動や「見える化システム」への登録・活用による全国との比較や時系列での比較、事業参加した方の要介護認定移行状況等の統計を取るなど、事業の効果を評価できるような仕組みについて検討します。

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

支援を必要とする高齢者やその家族等に対するリハビリテーション専門職による訪問指導を今後も実施し、自立支援・重度化防止を図ります。

訪問介護や通所介護事業所へのリハビリテーション専門職の派遣による研修機会の確保を今後も継続します。

リハビリテーション専門職の活用について、ケアマネジャーや事業所への周知を図ります。

(6) 生活支援ホームヘルプ事業

生活支援が必要な一人暮らしの高齢者に対し、家内外の掃除やゴミ出し等の支援を行うことにより、自立に向けた生活ができるよう支援します。

2. 介護予防・生活支援サービス事業の推進

要支援者等の一人ひとりの状態にあった介護予防や生活支援のニーズに対応するため、介護予防・生活支援サービスを拡充し、多様なサービスを展開し総合的な支援を推進します。

(1) 訪問型サービスの推進（第1号訪問事業）

①旧介護予防訪問介護相当のサービスの実施

市が指定した事業所による入浴、排泄等の身体介護を中心とした支援を行います。（旧介護予防訪問介護に相当する国基準のサービスの提供）

②緩和した基準による訪問型サービスの実施（訪問型サービスA）

市のサービス基準を設定し、市が指定した事業所による調理、掃除等の生活援助の支援を行います。（緩和した基準によるサービス提供）

③住民主体の支援による訪問型サービスの実施（訪問型サービスB）

有償・無償のボランティア等による短時間で可能な調理、掃除等の生活援助の支援の実施に努めます。（住民主体の支援によるサービス提供）

④短期集中型の訪問型サービスの実施（訪問型サービスC）

保健・医療の専門職により、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等を短期間（3～6ヶ月）で実施し、生活機能の向上が図られるよう支援を行います。（短期集中型のサービス提供）

⑤移動支援サービスの実施（訪問型サービスD）

介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援の実施に努めます。（移動支援サービスの提供）

(2) 通所型サービスの推進（第1号通所事業）

①旧介護予防通所介護相当のサービスの実施

市が指定した事業所(施設)に通い食事、入浴等の支援や生活機能の向上を図るための機能訓練等の支援を行います。(旧介護予防通所介護に相当する国基準のサービスの提供)

②緩和した基準による通所型サービスの実施（通所型サービスA）

市のサービス基準を設定し、市が指定した事業所の職員や補助ボランティアによる運動、レクリエーション、ミニデイサービス等の支援を行います。(緩和した基準によるサービス提供)

③住民主体の支援による通所型サービスの実施（通所型サービスB）

有償・無償のボランティア等により、体操や運動等の活動、自主的な通いの場を提供している団体へ助成などの実施に努めます。(住民主体の支援によるサービス提供)

④短期集中型の通所型サービスの実施（通所型サービスC）

施設に通いながら保健・医療の専門職により、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等を短期間(3～6ヶ月)で支援を行います。

本サービスを必要とする方の把握を行うとともに、利用者の増加を図り、事業を拡充してくように進めます。

(3) その他の生活支援サービスの実施（第1号生活支援事業）

地域での自立した日常生活の支援のために、配食や見守りなどの生活支援サービスについて検討・実施に努めます。

(4) 介護予防ケアマネジメントの実施（第1号介護予防支援事業）

介護予防ケアマネジメントについては、介護予防プラン作成が円滑に推進できるよう、地域ケア会議等を活用した自立に向けた適切なプラン作成を支援します。

事業所に委託したプランが適切な方法で作成されるよう、介護予防プランの委託に関するマニュアル(評価基準など)を作成し、これに基づいて指導監督を実施して行きます。

第3節 介護保険給付サービスの推進

1. 介護保険給付サービスの適正給付

(1) 介護費用適正化事業

サービスの適正給付を図るため、認定と給付のチェックをより一層強化していきます。各事業所の給付状況の情報からケアプランのチェックとケアマネジャーへの指導、市民からの苦情等細かく対応してまいります。

介護給付の適正化を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付を削減し、介護給付費や介護保険料の増大抑制につなげます。

(2) 介護認定業務の充実

県主催の調査員研修会修への参加を行うほか、市町村保健師業務研究会への参加など、他市町村との情報交換を密にするとともに、調査員間の意見交換によりの確な情報の把握に努め、より一層の資質向上を図ります。

(3) 低所得者対策

低所得者や生活保護受給者に対し、社会福祉法人等が社会的な役割を担い、利用者負担を軽減するための取り組みについて、今後も継続実施するように働きかけを行います。

2. 介護保険サービスの質的向上と提供量の確保

(1) 居宅サービスの充実

各サービスの見込まれる必要量に対する提供量の確保とともに、サービスの質の低下を招かないように事業所への指導及び研修等の開催に取り組みます。

(2) 施設サービスの充実

施設サービスでは、3種のそれぞれの施設における役割を明確にし、サービス提供を図るよう指導を行います。

平成30年度より新たな施設サービスとして「介護医療院」が創設されます。県内、市内での介護医療院への移行等の動向を見極めながら、市民及びケアマネジャー等の関係者に対する施設内容の周知を図ります。

3. 地域密着型サービスの整備推進

日常生活圏域ごとに整備する地域密着型サービス(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス)については、既存のサービス事業所の質の確保を図るため、定期的に事業者ごとや集団での指導等を行います。

これまでの整備により各圏域でサービスが充実してきたため、提供体制は現状維持で進めます。

第4節 地域生活の包括的支援の推進

1. 地域包括支援センターの運営充実

(1) 地域包括支援センターの機能向上

地域包括支援センターの委託型での実施を今後も継続し、地域に根付いた包括的支援を推進します。

市で作成した地域包括支援センターの運営基準に基づき、委託先への指導・監督を今後も実施するとともに、運営協議会の実施及びセンター相互の連携・市とセンター間の連携を緊密にとりながら、センター機能の質の確保を図ります。

(2) 介護予防ケアマネジメント事業の充実

介護予防事業に関するケアマネジメント業務と介護保険の要支援者に対するケアマネジメントについて、適切なマネジメントが行えるように資質向上に努めます。

介護保険サービスの活用だけでなく、地域、民間施設等で実施されているインフォーマルサービスの活用推進により、自立に向けた支援を図っていきます。

(3) 相談体制と連携の強化

2カ所の地域包括支援センターの連携のほか、社会福祉協議会の「ふれあい福祉相談室」や民生委員による地域での相談、ケアマネジャーが受ける相談などとも情報の共有、連携を図り、地域における高齢者への相談体制の強化、ネットワークの充実を図ります。

(4) 権利擁護の推進

① 高齢者虐待予防への対応強化

高齢者虐待防止ネットワーク会議のもと、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関係機関の連携を密にし、情報・事例の共有を図るとともに、ケース会議を通して高齢者への虐待に対する迅速で適切な対応を行ないます。

毎年実施している施設向けの高齢者虐待予防の研修を今後も継続して実施し、高齢者虐待防止の啓発を図ります。

また、地域への虐待に関する知識の普及啓発や通告義務の周知を図り、地域と連携した虐待防止や事例把握を行ないます。

被虐待高齢者の緊急保護のために市内老人福祉施設等との協力体制を強化するとともに、権利擁護事業に携わる職員の人材育成・資質向上を図ります。

②日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業)の活用促進

判断能力が不十分な高齢者に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理など、在宅生活を支えるための日常生活自立支援事業について周知を図り、利用を促進します。本事業の利用対象者の増に伴い、相談支援に必要な人材の確保に努めます。

③成年後見制度の周知・広報

高齢者の権利や利益を保護するため、施設や福祉関係者、地域住民等に対し成年後見制度とその利用について、講演会やパンフレット配布等で周知を図ります。

社会福祉協議会による法人成年後見とも連携し、利用者への支援等を行っていきます。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が適切であると認められる者で、利用に係る費用負担が困難な者に対し、申し立てに係る費用や後見人の報酬の全部又は一部が助成できるよう、成年後見制度利用支援事業を行うとともに、事業の周知を図ります。

(5)ケアマネジメント支援の充実

適切なケアマネジメントを行うため、人材の確保や研修会、個別事例の相談、事例検討会の開催等を通じて、地域のケアマネジャーの後方支援と資質の向上を推進します。

(6)地域ケア会議の充実

個別ケースの検討や地域課題の解決策を検討する「地域ケア会議」及び地域包括支援センターごとに開催する「圏域別地域ケア会議」を開催し、関係機関間の情報共有・つなぎ役・専門的助言などによる地域包括ケアシステムの中心となる機能の充実を図ります。

2. 在宅医療・介護連携の推進

在宅での介護を安心して受けられる体制づくりを進めるため、宮古地区医師会との連携により、「在宅医療・介護連携事業」の8事業を推進します。このため、コーディネーターを市に配置し、医師会が立ち上げた「在宅医療・介護連携室 Rin」との緊密な連携により、医療・介護の関係機関が包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できる体制への取り組みを行います。

<医療介護連携事業（宮古地区医師会へ委託）>

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

3. 認知症施策の推進

(1) 認知症の早期診断・早期対応体制の充実

認知症の初期支援を包括的・集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」やコーディネーターとしての役割を担う「認知症地域支援推進員」が、認知症の人や家族に関わり、相談や家族支援、アセスメントなどを行う体制の充実を図ります。また、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員について広報を行い、認知症を早期に支援する体制の周知と理解を図ります。

(2) 認知症支援のネットワークの推進

相談窓口の周知、及び医療と福祉の連携調整の場を設け、認知症への対応や相談が円滑に行えるように、充実を図ります。また、認知症高齢者の徘徊ネットワークの実施に向けて協議を行い、実施に努めます。

(3) 若年性認知症への支援

若年性認知症への対応充実を図るため、関係機関や関係者と情報共有等連携を図りながら、今後の取組を検討し、支援策を講じていきます。

(4) 認知症サポーターの養成

企業に向けた認知症サポーター養成講座の開催も促進します。さらに、夏休み等を活用したキッズサポーター養成講座も今後継続していけるように図ります。

認知症キャラバン・メイトによる地域住民や施設、企業等を対象とした「認知症サポーター養成講座」を今後も開催し、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。

(5) 認知症家族介護者への支援

認知症の人を家庭で介護する家族を支援するため、地域包括支援センターでの相談を行っているほか、認知症カフェを実施し、認知症高齢者の交流及び認知症介護者同士の悩み相談の機会を設けるなど、支援を図ります。

4. 生活支援サービスの基盤整備

生活支援サービス利用者と提供者(団体やNPO、ボランティア等)との利用調整を行うコーディネーターの配置、協議体の設置等により、生活支援サービスの体制整備を行います。

(1) 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置と活動の推進

地域における高齢者生活支援・介護予防サービスの提供体制整備を推進するため、今後も生活支援コーディネーターを市全域(第1層協議体)及び日常生活圏域(第2層協議体)に配置し、既存の取り組み・組織等と連携しながらコーディネートを行い、介護予防や地域の通いの場など、高齢者の生きがいつくりや生活支援の向上を図ります。

(2) 協議体の設置推進

生活支援コーディネーターと様々なサービス提供主体等が参加する協議体について、現在の第1層協議体及び第2層協議体での各地域の実態や課題把握とともに、課題への解決策の検討ができるように強化し、高齢者の社会参加及び介護予防・生活支援サービスの充実を図ります。

現在、日常生活圏域の第2層協議体は2か所となっていますが5つの日常生活圏域全への設置に向けて取り組みます。

5. 高齢者の生活を支援するサービスの充実

(1) 食の自立支援事業（地域支援事業・任意事業）

在宅のひとり暮らし高齢者または高齢者等の居宅を訪問して栄養バランスの摂れた食事を定期的に提供するとともに利用者の安否確認を行う本事業を、今後も継続して実施します。また、配食の回数増加や土曜日・祝祭日の提供及び食事内容など、利用ニーズを把握しながら対応を図ります。

(2) 寝たきり老人等日常生活用品給付事業（包括的支援事業・任意事業）

在宅の寝たきり高齢者及び在宅の認知症高齢者に対し、日常生活用品を給付し、介護者の経済的負担の軽減等を図る本事業を、今後も継続して実施します。

(3) 軽度生活援助事業（市の単独事業）

在宅で一人暮らしの高齢者等が要介護状態にならずに、健全で自立した生活を営めるよう、簡易な生活の支援を行う本事業について、今後も継続して実施します。

(4) 高齢者外出支援タクシー利用助成事業（市の単独事業）

65才以上の一人暮らしの方や、65才以上の方のみの世帯の方で条件に当てはまる方々を対象にタクシーを利用する際に初乗り相当分チケットを支給します。

(5) 訪問理・美容サービス事業（市の単独事業）

出張による理美容サービスを提供する本事業の周知・広報により利用促進を図るとともに、サービス内容の充実を図ります。

(6) 老人日常生活用具給付等事業（市の単独事業）

要介護高齢者や一人暮らし高齢者等に対し、電話機などの日常生活用具を給付する本事業を、今後も継続して実施します。

(7) 生活管理指導短期宿泊事業（市の単独事業）

要介護認定を受けていない高齢者への短期入所サービスである本事業を、今後も継続して実施します。また、本事業の周知徹底に努め、利用者の増加を図ります。

(8) 家族介護慰労金支給事業（市の単独事業）

在宅での家族介護者への慰労金支給を行う本事業を、今後も継続して実施します。

(9) 老人保護措置事業（市の単独事業）

65 歳以上の高齢者で、環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を、養護老人ホームに措置入所させる本事業について、今後も継続して実施します。

(10) 高齢者みまもり事業（包括的支援事業・任意事業）

医療機関や訪問介護事業所連携の下、24 時間 365 日対応の定期巡回・随時対応サービスにより高齢者が住み慣れた地域で安心した生活の継続を支援していきます。

第5節 地域の福祉力向上の推進

1. 地域の見守り、支え合いネットワークの整備充実

(1) 安心して住み続けられる地域ネットワークの構築

近年は地域での横のつながりが希薄となっていますが、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯等では、閉じこもりがちで見守りが必要な方もあり、行政による支援だけではなく、身近な地域での福祉の力が必要となっています。

このため、老人クラブと社会福祉協議会との連携により、各地区の自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、婦人会等との近隣見守り援助活動や道路清掃、花植え等の活動を通じた地域の支え合いネットワークの充実を推進します。

高齢者の見守り(安否確認)や閉じこもり防止(介護予防)、虐待防止のための訪問・見守り活動を推進し、高齢者が安心して暮らせる環境の整備を図ります。

(2) 地域人材の確保

自治会や民生委員、ボランティア、NPOなど、地域団体に地域福祉の向上への理解を求め、協力を得て、地域福祉ネットワークに参加していただくなど、地域人材の確保に努めます。

2. ボランティア活動の推進

(1) ボランティアの育成支援

社会福祉協議会が中心となって実施しているボランティアの育成やボランティア活動推進校への活動支援、地域への認知症サポーター養成講座開催などについて、支援を図るほか、シニア世代(大人対象)へのボランティア講座や福祉講話の開催を促進します。

今後も社会福祉協議会と連携し、ボランティア希望者が気軽に参加、活動できるよう、ボランティアに関する情報提供の充実やボランティア体験の機会を広げるとともに、ボランティア養成講座の開催などを行います。

(2) 児童生徒のボランティア活動の充実

次代を担う子どもたちが、ボランティアを身近に感じ、気軽に参加することができるよう、社会福祉協議会と学校の連携で実施している児童生徒の発達段階に応じたボランティア体験等を今後も支援します。

学校、社会福祉協議会との連携をより密にし、児童生徒の発達段階に応じたボランティア体験学習やボランティア活動への参加等の取り組みの充実を図ります。

(3) 高齢者によるボランティア活動の参加促進

高齢者がボランティア活動に参加することを促し、地域の中での役割(地域貢献)と生きがいづくりの推進を図ります。また、男性の参加者が少ないため、参加促進のため内容等の検討・研究を行っていきます。

3. 福祉教育の推進

社会福祉協議会が実施している小・中学校に対する福祉講話や福祉体験学習等の福祉教育活動を推進するため、活動への支援と協力を努めます。

小・中学校で、福祉教育活動への取り組みが強化されるように、関係機関に働きかけを行います。

また、学校においては、高齢者等との交流活動を通して、他人を思いやる心や豊かな人間性の育成に努めるなど、生命の尊重や人権を尊重する心を育むための人権教育を進めます。

第6節 生きがいづくりの推進

1. ふれあい、交流機会の拡充

(1) 交流機会の拡充

① 世代間交流

核家族化が進む中、高齢者のいない世帯が増加傾向にあり、子どもと高齢者のコミュニケーションの場が少なくなってきました。

そのような中で、地域に暮らす高齢者の豊かな経験を生かし、子どもとふれあうことは、高齢者の生きがいとなるほか、子育て支援にもつながります。

このため、保育所での地域活動事業や幼稚園、小学校等での世代間交流等、子どもと高齢者の交流機会の充実を推進します。

② ふれあいいきいきサロン

社会福祉協議会の地域福祉活動事業で実施している「ふれあいいきいきサロン」への協力と支援を行い、高齢者の集いの場の確保、拡充に努めます。また、サロンの地域ボランティアについて、民生委員への参加協力依頼や広報誌等でのサロンボランティアの募集など、人材の確保に努めます。

(2) 老人クラブの活動支援

老人クラブの活動は生きがいのほか、地域の福祉力向上を図る上でも大切な資源となります。このため、高齢者の生きがいづくり、社会参加、閉じこもり予防、地域見守りなど、様々な役割を担っている老人クラブの活動支援を行います。また、新しい総合事業においては、地域支え合いによる高齢者支援も必要であることから、老人クラブの友愛ふれあい訪問等と連携し、介護予防のための取り組みを進めるように図ります。

(3) 敬老の日事業

高齢者を敬い長寿を祝うために、敬老会の開催や祝い金、記念品の支給を今後も実施します。敬老会の開催にあたっては、開催内容を検討するなど参加促進を図ります。

また、祝い金については70歳以上の方へ、記念品は新88歳、新100歳の方への支給を行うとともに、今後も支給を継続できるように努めます。

2. 生涯学習、生涯スポーツ活動の推進

(1) 長寿大学の実施

三味線や踊り、書道、大正琴等の各種講座を実施する「宮古島市長寿大学」について、新たな各種講座を展開するなど内容の充実に努めるほか、高齢者の参加促進を図ります。

(2) 生涯学習の機会の拡充

近年、高齢者を含め、市民の学習意欲が高まり、個人や団体及び各種サークル等、各地域で自主的な学習活動が行われています。市民の自発的な活動に応えるため、社会教育施設と設備を充実させるとともに、各種講座の開催、指導者育成の研修会、生涯学習フェスティバル等の開催による高齢者をはじめとした市民の学習機会や発表の場を提供しています。

「いつでも」「どこでも」「だれでも」学べる生涯学習を推進するため、学習機会の拡充と各種講座などの学習情報の周知を図ります。また、生涯学習フェスティバルの開催や、学習成果発表の場の提供に努めます。

(3) 生涯スポーツの充実

高齢者となっても気軽にスポーツ活動を楽しむことで、生きがいのほか、健康の保持増進・体力の維持なども図られます。また、若い頃からスポーツを継続することは、高齢期の健康な体づくりにもつながるものです。

本市では、市民の体力向上と健康増進を図るため、各種スポーツイベントやスポーツ教室などが開催されており、高齢者の参加も多くなっています。また、老人クラブではゲートボールを中心とした活動が行われています。

高齢者を含めた市民が気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりに努め、各種スポーツ活動の活性化を図ります。また、高齢者も楽しめる軽スポーツの普及発展に努めるほか、スポーツ指導者及びスポーツサークルの育成強化を図ります。

(4) 文化活動の充実

手話・三味線・ヨガ・合唱等のサークル活動や、サークル活動の充実を図ります。また、ニーズに対応した講座等の実施検討、指導する人材(講師)の確保や育成に努めます。

市広報紙や社協だより等を活用し、文化活動等への参加促進を図ります。

3. 就労(シルバー人材センター)の支援

高齢者が知識や経験、技術を地域社会で発揮し、活躍できる場であるシルバー人材センターについて、周知広報に努めるなど、会員数と就業機会の拡大を図ります。

公共事業についても、シルバー人材センターを活用し、積極的に高齢者の就労機会を創出します。

また、新しい就業分野の開拓を検討し、事業の拡大を図ります。

第7節 安心して暮らせる生活環境の推進

1. 防犯、防災対策の推進

(1) 防災対策の推進

市の防災計画に基づき、災害時の市民の安全確保、避難訓練、防災無線等による災害時の情報発信など、行政としての取り組みを推進します。

また、「避難行動要支援者避難支援計画」をもとに、災害時に避難支援が必要な避難行動要支援者の把握(名簿作成)を行うとともに、災害時には指定された福祉避難所へ支援者が避難させるシステムの構築を目指します。

宮古島市防災マップを活用するとともに、自主防災組織を整備し、防災訓練を行うなど、今後も地域防災の育成・強化に努めます。

(2) 防犯対策の推進

①防犯のための運動の推進

県民総ぐるみのちゅらさん運動(県の「ちゅらうちな一安全なまちづくり条例」より)や自主防犯ボランティア団体の活動などの展開により、市民一人ひとりの防犯意識の高揚や犯罪防止の意識向上について促進を図ります。

犯罪のない安全で安心できる島づくりの推進に向けて、これまでと同様に自主防犯ボランティア団体と連携したパトロールやチラシ配布を行い、地域が一体となった取り組みを進めます。

※「ちゅらうちな一安全なまちづくり条例」*****

犯罪の防止に関し、県民や事業所などの連携及び協力の下に、犯罪防止に配慮した道路、公園、住宅等の普及、犯罪被害者等の支援その他の安全なまちづくりに関する取り組みを推進するものです。

②防犯施設の整備

侵入盗やひったくりなどの犯罪を防止するため、各家庭の門灯や玄関灯を点灯し、地域を明るくする「一戸一灯運動」を推進します。また、小学生が地域を歩いて危険箇所等を点検して作成する「地域防犯マップ」の活用をはかり、マップの地域住民への周知・広報、インターネットへの公開などを検討します。

③高齢者があう危険性の高い犯罪への対策

振り込め詐欺や架空請求などの犯罪も市内で発生するようになってきました。このような犯罪は高齢者が被害にあう危険性が高く、広報誌、のぼり、ポスター等を活用し、振り込め詐欺などへの対応策の周知に努めるほか、金融機関との連携を強化し、高齢者が被害にあわないように進めます。

(3) 交通安全の推進

①交通安全の推進

飲酒運転撲滅に向けた交通安全、安全運転についての周知・啓発に努めるとともに、関係機関と連携し、「交通事故ゼロ」に向けて継続的な交通安全運動を展開する必要があります。

子どもや高齢者に見合ったきめ細かな交通安全教育を実施するとともに、交通安全運動を推進します。

信号機、道路反射鏡、防護柵の整備を充実するとともにシルバーゾーン広報板、点字ブロックの設置、道路段差の解消など、人に優しい道路環境の確保に努めます。

②交通安全施設の整備

地域の道路について、交通事故防止を図るため、カーブミラーや道路照明、ガードレール等の交通安全施設の老朽化や破損等について調査を行い、その結果に基づいた整備充実を図ります。

高齢者をはじめとした地域住民の交通安全の確保のために、警察との連携により、市民に対する交通ルール、マナーの向上に向けた交通教育の実施に努めます。

2. 総合的な福祉のまちづくりの推進

(1) 道路環境の整備推進

道路については、安全で快適な歩行空間を確保するために、「沖縄福祉のまちづくり条例」に基づき、歩道幅員の確保や段差及び勾配等の改善など、道路のバリアフリー化を進めます。都市部においては、コミュニティ道路の形成や街路樹等による道路緑化等、にぎわいや潤いのある道路空間の確保に努めます。

農村部については、関係課や農家等との連携を図り、作物(サトウキビ等)の倒れ込み等による道路の遮蔽への対応を検討し、歩行者や車両の安全に努めます。

(2) 総合的な福祉のまちづくりの推進

沖縄県では、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、人にやさしい福祉のまちづくりを推進しています。本市では県のまちづくり条例に基づくとともに、「宮古島市バリアフリー基本構想」により、宮古島市全体のバリアフリー化を目指して取り組みます。

公共建築物のみならず、市内の多くの方が利用する民間建築物についても、高齢者や障がい者でも円滑に利用できるよう、バリアフリー化を促します。

市の公園や海浜については、バリアフリーを推進し、高齢者や障がい者にやさしいつくりとすることを推進するほか、全ての住民が等しく利用できる「ユニバーサルデザイン」に基づいた公園及び海浜の整備に努め、地域住民及び旅行者の憩いの場となるように進めます。

(3) 高齢者の住宅対策の推進

高齢者等が住み慣れた家で安心して居住出来るよう、リフォームによる住宅のバリアフリー化への支援を実施します。また、高齢者が安心して生活することが出来るよう、地域による安否確認や専門家に寄る生活相談サービス、高齢者向け住宅の供給を促進するとともに、高齢者向け民間賃貸住宅の普及・啓発に努めます。

公営住宅の建て替えの際に、福祉支援施設の併設による「支え合いネットワーク拠点施設」づくりを検討します。